

裁判員経験者の意見交換会

- 1 日時 令和元年9月13日（金）午後3時から午後5時まで
- 2 場所 東京地方裁判所第2会議室
- 3 参加者等

司会者 佐々木 一 夫（東京地方裁判所刑事部判事）

裁判官 日 野 浩一郎（東京地方裁判所刑事部判事）

検察官 平 野 辰 男（東京地方検察庁公判部副部長）

検察官 石 井 結 香（東京地方検察庁公判部検事）

検察官 廣 田 麗 理（東京地方検察庁公判部検事）

弁護士 水 野 智 幸（第一東京弁護士会所属）

弁護士 木 田 卓 寿（東京弁護士会所属）

弁護士 飯 塚 敬 太（第二東京弁護士会所属）

裁判員経験者7名は、着席順に「1番」等と表記した（なお、番号4は欠席のため欠番とした。）。

4 議事概要

司会者

それでは、意見交換会を始めさせていただきます。

私は、本日、司会進行を仰せつかりました刑事18部部総括判事の佐々木と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。本日は、本年に入りましてから裁判員を経験された方々7名の方にお集まりをいただきました。お忙しいところ御参加いただきましてありがとうございます。当初は8名の方に来ていただく予定だったのですけれども、お一人急遽欠席ということになりましたので7名の方々の参加ということになります。今日は、検察庁、弁護士会からもお一人ずつ御参加いただいております。簡単に検察庁の方から自己紹介をお願いします。

平野検察官

東京地方検察庁公判部で副部長をしております平野と申します。どうぞよろしく

お願いいたします。

水野弁護士

第一東京弁護士会の弁護士の水野智幸と申します。弁護士もいろいろと何かうまくいかなかった面もあるかと思いますが、どんどん言っていただいて勉強の一端にしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

司会者

それでは、早速、本題の方に向けてお話を進めていきたいと思うんですけども、まず、その前に皆様方から、どのような事件を担当されたのかということと、それに対して今どのような御感想をお持ちなのかというところを簡単に御紹介いただければと思います。併せて、その事件の審理、評議を通じて何か印象深いことがありましたら、何かひとつお教えいただければなというふうに思います。1番の方からよろしいですか。

1番

よろしく申し上げます。5月の中旬から下旬にかけて担当させていただきました。最初に印象深かったのが、この建物にエアコンが入っておらず、とても暑くて、その中で裁判が始まりまして、重い空気の中、皆さんもちゃんと正装していらして、だんだんヒートアップしてくる中、考えがどうのというより、エアコンが入らないことにずっと何かぐるぐるしてしましまして、さすがお役所だなということが一つです。

それと、まず最初に裁判員に選ばれたときに、人の人生を左右するという事に携わるということで、とても重い気持ちで参加をしたんですけども、初日に裁判長のほうから、これは全責任を私が持つお話ですと、私たち裁判官に対してアシストしてくださいと、そういう意見を述べていただければ結構ですと言われたその一言で肩の荷がちょっと下りまして、すごく気が楽になって、そういうことで自分の意見を発信していいんだなということから入れたので、それからすごく自分が意欲的になれて、最後の方には正義感に満ちあふれていた自分がいたので、経験させて

いただいてよかったなと思いましたね。

司会者

ちなみに、事件の内容はどのような事件でしたか。

1 番

男女のカップルがレンタカーで東京に出てきまして、信号待ちをしていたときに自転車の30代の男性と口論になり、その男性が車にしがみついでしまって、信号が青信号になったときに発進してしまい、男性はガラスにしがみついたまま約1.5キロ、引きずったというよりは外につかまったまま、ステップもないまま、手だけの力で、引きずってしまったということで、殺人未遂事件です。

司会者

被告人が2人の事件だったんですね。

1 番

お二人いらしたということです。

司会者

見せていただいている資料によると、争点といいますか争われた点が何点かあったという事件だったんですね。

1 番

はい。やり過ぎということと、その2名が共犯したかしないかというようなことと、あと一応殺人未遂なので、本当に彼らに殺人未遂の意図があったのかなかったのかという、殺意の点です。

ドライブレコーダーなどから、いろいろと検証させていただきました。ただ、この事件は示談にもうなってしまうので、示談金もお支払いしてあった後のお話からの裁判になったので、割とすんなりというか、刑の方は余り悩まずに…。

司会者

結論としては、お二人とも執行猶予の判決ですね。

1 番

そうですね。はい。

司会者

またその辺りを後でお聞かせください。ありがとうございます。では、2番の方お伺いたします。

2番

今日はよろしくお願ひします。まず、私が裁判員を担当したのは5月で、約10日、こちらの裁判所の方に出頭しておりました。ちょうどこの評議中に裁判員制度が始まって10周年ということでいろいろと注目を浴びてまして、私も評議と判決宣告が終わった後に記者会見ということで、参加したのが私だけでしたが質問等に答えて、もしかしたら何か新聞記事に載るのかなと思ってたんですけども、ちょうどこの終わった日ぐらいに、バスの殺傷事件が発生して、世間の関心が全部そっちに持っていかれたということで、いまだにそのインタビューは日の目を見ていないということです。

私が担当した事件は監禁強盗致傷事件です。解体業をしていた40代の男性が、知人である男性のカップルを車に監禁して、女性に暴行を加えた上で現金合計600万を奪ったと、起訴状にはそういうふう書かれているんですけども、実際その裁判でいろいろと聞いていくうちに、被害に遭った男性も実は闇カジノの経営に携わっていて暴力団とつながりもあるということで、被告人と被害者どちらもそっち系の人たちだったというところで、非常に興味深い裁判ではありました。被告人は起訴状に書かれたことを全面否定していたということでした。

参加してみても感想なんですけど、月並みではありますけど、一つの事件に対して様々な見方があるなど、その人がこれまで経験してきたことだとか学んできたことによつて、同じことを、同じ事件を見ていたとしても、そこから出てくる感想というのは全く違ふなど、そういういろいろな意見をぶつけ合つて、なるべく正しい解答に導いていく、それがこの裁判員制度があることの意味なんだなと改めて感じた次第です。

司会者

ありがとうございます。では、続いて3番の方お願いいたします。

3番

本日はどうぞよろしくをお願いいたします。私が参加した事件は強盗殺人未遂ということで、被告人である男性が、カジノ店を経営するインターネットカフェから現金を強奪しようと思って店員さんを刺したんですね。死には至らなかったんですが、もう一生左腕が上がらないほどの重篤なけがをさせてしまったということと、救急車が来るまでの時間、大量の出血をしていたにもかかわらず、拘束したまま逃げたということ、ここに殺意があるんじゃないかということをしごく争われました。ただ、弁護士側の方が、この事件は全体で見た方がいい、狂言強盗であるということを主張していました。私たちは狂言強盗という言葉は初めて聞きましたので、一体どういうことなのかと思いました。

それと、今回の事件には逃亡中という何かもっと悪い人がいて、彼の示唆で強盗してしまっただけという形になっていたのですけれども、非常に詳細を把握するのがとても複雑で、殺人の意図があったのか、ないのかも、法医学の資料をたくさん見て、法医学の先生とかに質問をして、裁判員同士、ナイフがこう来たらこうよけるよねとか、血はこう飛ぶよねとか、何度も証拠で血が飛び散った部屋のあれを見たりして、かなり苦しんだ記憶があります。ただし、仕切ってくださいだった裁判長は本当に思いやりがあり、ガイド役としては本当にすばらしい方でして、みんなが脱線しそうになると、当たり前なんですけれども、本筋に戻してくれて、ちょっと変な誤解があるかもしれないんですけれども、裁判員として務めさせていただいた期間の間は、事件の悲惨さにもかかわらず気持ちよくお仕事をさせていただけたと思っています。

司会者

ありがとうございます。狂言強盗とおっしゃったところなんですけれども、逃亡してる悪い人が、これは実は狂言だということをもう従業員は分かってるんだと、その

狂言強盗の手伝いをしてほしいというふうに被告人に言って、それで被告人は強盗のまねごとのつもりでやったんだという、こういう事件なんですね。

3番

そうです。

司会者

あとは、ただ実際に刺しちゃったので、そのところに殺意があったかどうかというところが問題になったというところなんですね。

3番

そうです。

司会者

おっしゃったように非常に複雑で難しい事件だなというふうに資料を見せていただいて思っております。また審理の中身であるとか評議については後でお聞かせください。ありがとうございます。続いて、5番の方、お願いします。

5番

よろしく願いいたします。私が担当いたしましたのは、60代の被告人が90歳の実母に対して複数回暴行して傷害を負わせて死に至らせたという内容になります。被告人は、自分の暴力ではなく不可抗力、事故で亡くなったということを主張しておりましたので、ここが争われました。今まで3番の方もおっしゃられたとおり、密室の事件ですので目撃者もいないということで、判決を決めるに当たり非常にプレッシャーがございまして、毎日本当にこれでいいのかというふうに家に帰ってからずっと考えていたという状況でございました。かなりびっくりしたのが、起訴されるからには相当な資料が提示された上で起訴されたんだと思うんですけども、それが裁判するに当たり裁判員に出される情報というのは本当に少しというんですか、写真も本当にこれで全部なのかなという感じで、どう倒れたのかとか傷害だったのか暴行なのかの決め手になるようなものというのは見当たらず、かなり判断するには苦しいなというふうに思いました。最初、法廷にテレビがあって、そ

こで写真をぱっぱつと見せられていくんですけれども、それで終わりで、あとはこういう冊子にその写真がとじられていて、それを見直すことがなかなかしづらい状況でしたので、部屋にスクリーンもあったりしましたので、もうちょっとITを活用してそういった証拠を何度も確認できるようであれば、もう少し納得ができて決められたのかなというところはちょっと驚きでございました。

二つ目に感じたこととしましては、検察官の方の提示する資料が秀逸でして、裁判員一同とても驚いていたんですけれども、体裁とか論理がすばらしいので、書いてあることが全部本当のことに思えてしまう。それに対して、弁護士から出されたものはナラティブな感じの資料だったので、その内容以前に体裁のところ、どうしても主観が体裁のいいものに傾いてしまうので、自分で体裁に引っ張られないようにというふうに自分を戒めながら思考を巡らせるというのがちょっと厳しいなと思いました。

あと、ちょっと瑣末な点ではあるんですが、公判審理に弁護士の方が1時間近く遅れて来られたんですね。電車が遅れてということだったんですけれども、私は同じ路線でちゃんと間に合うように早めに着いていまして、一般の民間人の仕事であれば、リスクをかなり考えて、そういうときは前泊するとか、早く出るとかしているもので、こういった人の一生が決まるような判決で遅刻して来られてしまうと、どうしてもやっぱり信頼感が薄れてしまっていて、結構おっしゃることが腹落ちしないような気持ちになってしまうので、その辺は何かきっちりされたほうがいいんじゃないかなというふうに感じました。あと、全体を通しては、裁判長を初め、裁判官の皆様がすごく裁判員をケアしてくださったり立ててくださって、素人扱いせず、公判でもどんどん意見をおっしゃってくださいというふうに言ってくださったり、何か発言をすると、あっ、そういうこともあるのかというふうに尊重してくださったので、最後までモチベーションが高まって、皆同じ方向に向かってディスカッションしていったかなというふうに思っております。

司会者

ありがとうございます。体裁のよさというか、そういうのにやっぱり最初は引きずられる、目が向くということは、何かやっぱりそれはそうなんですね。法廷で取り調べた写真や図面などを評議室の中でも、あんなに大きなモニターがあるんだから、あそこに映し出してもう一回確認できればよかったんじゃないかと。

5番

そうですね。本当に転んだときにここが骨折するのかなとか、そういうところを何度も何度も確認したいなと思うんですけども、冊子で1部、前のほうに置いてあったりで、なかなかそれも確認できず、やっぱり初日は余り様子が分からずに、証人尋問ですとか証拠調べのところのお話を聞くものですから、どこに注意してそれを見たらいいのかというのが、余りぴんどこないまま見てしまうので、後で翌日の審理を始めてから見直したいと思うところが多くございまして、そういった面で、すぐ検索して画面とかが見れたらもっとよかったと思いました。

司会者

ありがとうございます。では、続きまして6番の方、お願いいたします。

6番

よろしく申し上げます。私が参加させていただいた裁判員裁判は、路上生活をしていた被告人がスーパーでお弁当とかサンドイッチを万引きして、それを保安員が見ていたので、お店を出たところで保安員に声を掛けられてちょっと争いになったんですけども、保安員の方がそこで全治1か月の負傷をしているということで、起訴された内容が強盗致傷ということでした。ただ、弁護人側は、お弁当、サンドイッチを盗ったことは認めますと。それは防犯カメラにも映っていたんですね。ただ、お店を出てからのことに関しては、その出来事を見てた証人というんですか、目撃者もおらず、双方の発言のみで検討していかなくてはいけないということで、保安員の方は倒されて馬乗りになられて首を絞められて、かつ倒されたときに骨折をしている、それで1か月間仕事を休まざるを得なくなったと。

弁護人側の方は、お弁当を持っていたので、そんな、ただ逃げようとしただけで、

荷物が重くて倒れた拍子に保安員の人を巻き込んで倒してしまっただけなので、全くけがをさせる意図もなかったし、これに関しては無罪を主張してるんですね。ただ、お弁当を盗んだことは認めますと。全く双方の言ってることが違うということで、えっ、そんなことがあるんだというのをまず一つすごく驚いたんですね。それで、保安員の人がけがをした写真ですとか、ここが折れてます、ここが腫れてますとのお医者様の証言もあって、写真もあるんですけども、ただ、弁護人側の方は、これは単に被告人が重い荷物を背負っていたから倒れただけなんですと。ただ、被害を受けた保安員の方は、荷物はその辺に置いてあったから背負ってません、倒れるわけはありませんと。真っ向から違うところで、資料も本当にけがをした写真のみで、実際に事件が起きたスーパーを出たところの写真のみで、双方の証言のみで全部検証していかなくてはいけないということだったので、そこが全く違うことを言われてしまうと、何が本当なのか何がうそなのか、それとも双方が勘違いをしているのかというのが、全く見ていないし証人もいないし分からないんです。

そこから、どういう流れが本当に起きたことなのかを細かく細かく、何歩歩いたところで何が起きてというふうなことを検証していかなくてはいけないという、何か日常生活ではあり得ないような検証をするという、それによって強盗致傷なのか。判決としては窃盗と傷害にはなったんですけども、それをどこで線引きをして、法律に関しては全く素人の裁判員が考えていかなくてはいけないというところはとても苦しかったです。それによって被告人の人生も変わってしまうわけですから。事件としては殺人とかそういうことに関わってなくてよかったという気もあるんですけども、ただ、出す判決によってその人の今後の人生というのが全く変わっていくと思うんですね。そこに関わらなくてはいけないという重みはやっぱりすごくありました。そこがすごく疲れるところではありました。

ただし、裁判長さんですとか、あと2人の裁判官の方がとてもケアをしてくださいまして、評議の中では細かく法律的なことも説明をしてくださいましたし、評議以外のことでは場を和ませるといふか、例えば今日のランチはどうしましょうかと

か、事件に全く関係ないところで、お弁当はあそこがおいしいですよとか、そういうケアというのは毎日毎日とてもよくしてくださって、ああ、気を遣ってくださっているんだなというのはすごくよく感じました。あと、1番の方がおっしゃってた部屋の空調というところでも、裁判長さん自ら、ここの部屋は暑くなるかもしれないからというんで、前もって扇風機をもう1台増やしましょうとか、そういったところからケアをしていただいたので、とてもその面では和めたというか、ちょっと事件とは離れて、よかったなと、ありがとうございますという感じです。

司会者

ありがとうございます。やっぱり空調は扇風機なんですね。

6番

そうですね。

司会者

暑かったことは暑かったということですね。

6番

ええ。窓を開けられますから開けましょうとか、ブラインドを下ろしてくださったり、扇風機を用意してくださったりという、そこまでケアしていただいて、それはもうかえって申し訳ないぐらいな感じでした。

司会者

分かりました。ありがとうございます。この事件には、8番の方も同じ事件に裁判員として参加されたということになります。事件内容は今御紹介いただきましたので、御感想とか、あるいは他に印象深いことが何かありましたらお話しいただきたいと思います。

8番

よろしく申し上げます。事件の内容は先ほどの2番さんや3番さんのような劇的なものではない、スーパーの万引きの過程で後ろに警備員に見付かったところで争いが起こったという内容ですが、今6番さんがおっしゃったように、証拠となるよ

うな、審理の対象となるものがほとんどないというのが現実でして、それは、ないというのは、裁判員制度としての裁判員に対してはこの程度の内容を提示するのが適当だろうという御判断があったのか、それとも本当になかったのか、その辺のこともちょっとよく分からないという点が最後までちょっと疑問には残りました。もう少し、裁判員は素人なので、判断に役に立つようなものを、数が多い方がいいのか、少ない方がいいのか、その辺のバランスが難しいんだと思いますけれども、そういうバランスの難しさを感じた例だったんじゃないかなというふうに感じました。

それから、皆さんもおっしゃっていましたが、裁判長、裁判官の方の配慮という点は、やっぱりすばらしいと思ひまして、当然いろんな背景、経験を持った裁判員が参加していると、いろいろな意見が出たり見方が違ったりすることが当然あるわけですが、それを一つに無理に修正したり否定したりしないまま合意形成に持っていくというところは、すごく感銘を受けました。

司会者

ありがとうございます。6番さんと8番さんが担当された事件というのは、被害者の証言と被告人の供述が真っ向から対立していて、その決め手となるような客観的な証拠みたいなものはほとんど法廷には出てこなかった。今の御疑問は、検察官はそれを持っているのに出さなかったのか、そもそもなかったのかというところが今も少し心に疑問として残っているということですか。

8番

そういう話をみんなでしましたので、それは全員が感じたことですが…。

司会者

検察官にお伺いしたいんですけども、今みたいな言い分が真っ向から対立しているような、その証言の信用性を判断しないと事実認定できないようなものというのは、検察官としては手元に客観的な証拠があれば、それは多分出してるんでしょうね。

平野検察官

基本的には出すということやってると思います。ただ、裁判の前に公判前整理手続というものがあまして、その中で弁護人側が証拠として出すことに同意してくれるのか同意してくれないのかという問題がありまして、同意してくれない場合には、別途いろいろな法律上の規定によって証拠にできる場合もあるんですけども、いろいろな理由から一部を削るという場合もあります。

最終的には、どの範囲で証拠を出すか出さないかというのは、最低限の立証に必要なかどうかということを考えて通常は出しますので、本当に決め手になるようなものについて、もしそれがあるのであれば、出すということにはなっているはずだとは思いますが。

司会者

ありがとうございます。それでは、7番の方お願いします。

7番

よろしくお願ひいたします。担当した事件なんですけれども、審理は、公判が3日とそれからあと評議1日で中1日を挟んで判決というようなスケジュールでした。事件の内容としましては、一応夫婦間での傷害致死という事件だったんですけれども、一応検察官側からはいわゆる夫婦げんかとかいうか、ただ、実際には奥さんが一方的に旦那さんを、悪く言うと痛めつけたみたいな形の一方的な傷害とかいうか、そういう形だったんですけれども。検察官側としては奥さんが旦那さんに対してやり過ぎて、その結果として亡くなったというような形だったんですけれども、ただ、一応被告人側としては、これは旦那さんから求められてやったということで、いわゆるSMプレイの、いわゆるそういう性行為の一環としてやった結果亡くなってしまったのだから、全く悪意はないので無罪であるというような主張を被告人側がされたというような事件でした。

難しかったのが、やはり密室とか夫婦間でのそういったいざこざというところで、その現場に居合わせた者もいなくて、隣人の方の証言とか仲のよかった方の証言とか、そうしたところとか、あとLINEのやりとりからしか類推することは

できないと。実際に何があったかはその夫婦間しか知らないというところで、その証拠からいろいろと真実というか、実際に何があったのかというところを考えるのがすごい難しかったかなと。僕が判断において救われた部分としては、裁判で公判の中で出された証拠だけに基づいて判断するしかないということで、その証拠以外のものについては考慮する必要がないというか考慮できないというところがあったので、その場にあったものから判断できる最善の結果を出せばいいというところで、やってる中でいろいろと、本当はこうじゃないかなというのがいろいろと何となく頭の中では出てきてはいたんですけども、ただ、結局その裏付けとなるものがなければそれを却下してというところで判断ができたというところで、そういう意味で裁判の仕組みというのが、そういう意味ではやりやすかったかなというところはありました。

あと、やってる中で何となくやりづらかったのが、いわゆる先ほど申し上げましたようにSMプレイというところで、公判の中で、やっぱりそういう性行為的な余り世の中の的には通常使われない言葉がたくさん出てくるというところで、なかなかその言葉を出しにくかったというところと、あとは公判の途中で被害者が実は元暴力団組員であったというような話が出てきて、余り意識しないようにはしてはいたんですけども、ちょっと心の中では少し、やはり報復というか何かそういったところがあったらちょっと嫌だなという気持ちは多少はありました。

それからあと、ちょっと話をずらして、審理、評議を通して印象深かったところというところでいきますと、最初その裁判員に指名されたときに、公判の期間すごく拘束されるのかなというイメージがあったんですけども、実際やってみると昼の休憩は比較的自由にさせていただいて、結構仕事がたまってる部分もあったりしたんですけども、昼休みの時間に多少処理することができたりとか、それから、当日の公判が終わった後、ちょっと仕事場に行って仕事を片付けたりとかということができたので、そういう意味では思っていたよりかは実際の自分の仕事にはそれほど影響が出なかったかなというふうな印象を抱いております。

司会者

どうもありがとうございます。今お一人ずつ一通り事件の内容とか、あるいはその感想をお伺いしました。もう今の時点でいろいろな角度からいろんな御指摘をいただいているわけですが、本日は、審理の日程、スケジュールなどについて、皆さん方からどのような御感想、あるいはどういう御指摘をいただけるかということに焦点を当てて、さらにいろいろとお伺いしていきたいというふうに思っております。

大きく分けて、公判審理という法廷での手続について、こういう部分はちょっと長過ぎると感じたとか、あるいは逆にこういう部分がちょっと短過ぎたんじゃないかというふうに感じたような部分はどのような部分なのかというような御指摘、それからもう一つは、公判廷での手続が終わって評議室で評議をして判決を出すまでのその日程、スケジュールの中で、そういう長過ぎるあるいは短過ぎるというふうに感じたような部分を順次お伺いできればというふうに思っております。

まず、法廷での手続の中で、自分が担当した事件ではこういう手続のところですごく長く感じた、あるいは短く感じたというようなところを何か御紹介いただけるとというふうに思うんですけれども、どんな場面でも構いません。あるいは休憩時間の取り方であるとか休憩時間の長さみたいなものでも結構です。では、1番さんからどうぞ。

1番

私を感じたことなんですけれども、まずイントネーションについてですが、証人のことを「しょうにん」（「しょ」にアクセント。以下、同様。）というふうに検察官側の方がおっしゃっていたので、それは裁判官の方にイントネーションがどうも最初慣れなくて聞きづらかったという話をしたんですね。そしたら、それは結局、何かいわゆる業界用語みたいなイントネーションみたいなものがあるので、それに基づいてお話をしてしまってるので、一般の方に関してはちょっと聞きづらいイントネーションかもしれませんねというような説明をいただきましたので、やっぱり

私は業界の人間ではないので、いろいろお話を聞いている中でイントネーションがすごく気になったということが一つありました。

あと、弁護士側のほうで、彼らは彼らなりにレクチャーを受けてるんですというお話があったんですが、とにかく、有名な俳優さんがやられた「HERO」という番組のように、何というんですか、パフォーマンスがすごいんですね。それが余りにもオーバー過ぎると、そこは時間取るところじゃないんじゃないかなというのがあるって、ただ、やっぱりこういう紙をずらずら、だらだら読まれるよりも、分かりやすく彼らなりに説明しようとはしているんだと思うんですけれども、余りにもやり過ぎだと、ちょっと行き過ぎではないかなという、そこは時間取るところではないんじゃないかなというふうな印象を受けました。

司会者

ありがとうございます。時間との関係で言うと、今の弁護人のパフォーマンスめいたものというのは、必要だろうかというふうに感じられたと。

1 番

はい。

司会者

それから、アクセントの部分ですけれども、例えば証人尋問で質問するときに、「しょうにんは」というふうな質問のイントネーションがもう違っていて、それにすごく気を取られてしまうという感じですかね。

1 番

そうです。違和感を感じて、毎回毎回「しょうにんは」、「しょうにんは」、「しょうにんは」という説明を聞いていると、「しょうにん」って誰だっけという。何か証人だけじゃないですけど、いわゆる専門的な業界用語があるので、ちょっと忘れてしまったんですが、毎回、自分の中で突っかかる場所があったので、イントネーションが気になったというところですよ。

司会者

ありがとうございます。1番さんが担当された事件というのは、証人としては、車にしがみついた被害者の方が証言されたんですよね。

1番

はい。検察官側からの説明を受けてるときに、検察官の方のイントネーションが「しょうにん」はこうでこうでこうでしてという説明をずっと聞いてたので、証人の人が自分を「しょうにん」と言ったわけではないので、検察官側の業界の方のイントネーションが気になったということです。

司会者

尋問の長さとかというのは何か印象ありますか。

1番

長さ的には、いや、そういうのは必要事項だと思ってお伺いしているので、全くそういう時間のことは余り感じなかったです。

司会者

分かりました。ありがとうございます。ほかの方はいかがですか。どうぞ、5番さん。

5番

私が思いましたのは、私は初日午後2時集合で、冒頭手続から始まって書証の取調べまでが初日のスケジュールだったんですけども、皆さんがおっしゃっているとおり、初日というのは様子が把握できず、流れなども把握できず、緊張感もございますので、初日はこれで終わって2日目朝から鑑定医の証人尋問だったんですけども、そこまで冷静に思考をまとめるという余裕がございませんでした。日程としては、もう少し集合を早くして、書証の取調べが終わったところで少しディスカッションというか、出された材料を基にどういうことに注目したらいいのかというところをもう少し考えたり話し合ったりした上で、準備万端なところで鑑定医の証人尋問等を迎えられると、もう少し有効な質問ができたんじゃないかなというふうに感じております。

司会者

ありがとうございます。初日は、午後に書類等の取調べだけ終えて、翌日、重要な証人、鑑定医の証人尋問をするに当たって、どういう点を注意して聞いたらいいいのかというところを、その時点で何か確認できるといいんじゃないかと、こういう御指摘ですかね。

5番

そうですね。冒頭陳述だけを前提に証人尋問を迎えてしまうと、争点になるところがどこなのかというところがそんなに絞り切れないまま話を伺うことになってしまうので、プラス、もう少し慣れたところで証人尋問を聞ける方がいいのかなというふうに感じました。もう少し初日に余裕がある日程というか、ここで1回ディスカッションできるような日程だと、より落ち着いて伺えたかなというふうに思いました。

司会者

ありがとうございます。御担当いただいた事件は、鑑定医の尋問が2日目にあつて、これが予定では検察官からの尋問が約1時間、それから弁護人からの反対尋問が30分という、どちらかという長い尋問時間が設定されているんですけども、この辺りの長さについては、いかがですか。

5番

全然長いとは感じなかったですね。情報をとにかくキャッチアップというか確認するために、一つでも情報は多い方が自分の判断が間違わなくて済むと思ったので、長いとは感じませんでした。

司会者

分かりました。ありがとうございます。他の方はいかがですか。

8番

公判のイメージだと、もっと公判の時間というのは長いものだと予想してまして、この短さなんだという、案件にもよるんでしょうけども。つまり、先ほどの質問に

つながるんですけども、もっと検察官側のいろいろな証拠、あるいは証人とかいろいろ出てきて、それを聞いているのでどんどん時間がたっていくので、かなり長いものだというふうに予想してたんですけども、意外とあっさり終わったなというイメージはあります。では、絶対的にこの時間が長いのか短いのかというと、時間的にはもちろん長いんですけども、内容的にもう少しあるのかなと思ってたので、そういうことから考えると短いと感じたということです。

司会者

ありがとうございます。御担当いただいた事件のスケジュールだけ見ると、初日の日に、先ほど来話に出ていた被害者の方の証人尋問と、あとは負傷状況についてお医者さんの尋問を初日に午後2人続けて行ったんですね。それぞれの尋問時間も、被害者の方は主尋問・反対尋問ともに35分程度で、お医者さんの方については15分ずつということで、比較的短い尋問で終わっているかなという印象があるんですけども、その辺り、もっと時間を掛けてやるものなのかというイメージがあったということですかね。

8番

そうですね。検察官側と弁護士側の意見が、もっと対立が鮮明になるような長い議論があるのか、あるいはそれを裏付けるためのいろいろな証拠、あるいは証人、証言みたいなものが出てきて、内容がもう少し厚いのかなと予想していたのに比べると短く薄かったと…。

司会者

ありがとうございます。どうぞ、2番さん、お願いします。

2番

ちょっと今日の議題に疑問を呈するようなんですけど、長いか短いかというところで、そもそもそれが長いか短いか、それとも適切なのか、それを判断する、評価する物差し自体がないので、若干答えづらい部分ではあるんですけど。

司会者

そうですね。そこは、客観的な長さというよりも、御自分の印象として何か長いことやってるなあというふうに感じられたのかどうかという点で、お願いします。

2番

はい。確かに今回、私の事件の場合、被害に遭った方が男性、女性ということで、まず女性の側からスタートして、当然証言をいただいて、その後に男性の側の証人から証言をいただいたということで、話す内容としては全く同じ、ほぼ同じ内容を男女それぞれから聞いたと。これだけ聞くと十分時間を取ってるということにはなるんですが、その後、証人の質問が終わった翌日に被告人の質問が出てきたと。それを聞くと、前日の証人にこういうことを聞けば、もっとこういうことを突っ込んで聞いておけばよかったというふうな疑問が幾つか出てくるわけです。なので、確かに長い時間を取っていただいたんですが、証人と話す時間、裁判員が証人と何か接点を持つ時間が十分だったか不十分だったかという軸で見た場合に、若干不十分であったかと自分は感じました。

司会者

ありがとうございます。御担当された事件は、今もお話がありましたように被害者が2人いるので、一日掛かりで被害者2人の尋問を行ったスケジュールですね。

2番

そうですね。午前中に女性、午後から男性ということで。

司会者

女性の方が予定では検察官からの質問が80分、弁護人からの質問も80分で、男性の質問の予定時間がそれぞれ40分ずつということですね。これは大体、予定どおり一日みっちり2人の証人尋問を行ったということですか。

2番

そうですね。予定どおりだったと思います。

司会者

ただ、それが被告人質問を聞くと、あのことを聞いておけばよかったなというこ

とを思われたということですか。

2番

やはり言ってることが被告人は全面的に否定してましたので、被害者がこう言ってるんですけど被告人はこう言っていると、この矛盾をどういうふうに説明するのかとか、そこら辺のところをもう少し質問したくなかったというのがあります。

司会者

そうすると、初日に例えば被害者の人から80プラス80分話を聞いた割には、本当に判断する上で必要なところというのは、それだけ時間を掛けても聞き出せてなかったな、という感想ですか。

2番

いや、そういうわけでは。

司会者

そういうわけではないんですか。

2番

ないんですけど、被告人の話も聞いてみて、聞いた上で疑問点が出てくることとというのがあったんです。

司会者

ただ、それでまたもう一回被害者を聞き直すというわけにもいかないというところを考えると、そこはどうですか。

2番

理想というか要望としては、最終の論告・弁論に入る前にもう一度2者から意見をちょっと聞けるような、そういった時間があればよりよい評議ができたのではないかと感じました。いろいろかなり手続面で難しいのは認識していますけれども。

司会者

ありがとうございます。他の方はいかがですか。

6番

今2番の方がおっしゃったのと全く同じような感想を私も持ちまして、初日に被害者の証人尋問というのがあって、その後被害者の方が掛かったお医者様の証人尋問というのがあったんですけれども、その話を全部聞き終わった翌日にやっぱり被告人の話をずっと聞いていくわけなんですけれども、そのお話の中で、あれっ、初日に聞いた被害者の話とは随分内容が違うじゃないですかというのが出てくるわけですね。私たち裁判員からも質問する時間があるんですけれども、やはり2番さんがおっしゃったように、被告人の話を全部聞き終わった後で、双方の言ってることが全く違うわけですから、ここの部分を被告人はこう言ってたけど、被害者の人はこう言ったけど、じゃあ、この間の部分、ここはどうだったのみたいなちょっと細かいところで疑問が出てくることって多々あったんですね。その後でも、このことをもうちょっと詳しく聞いておけばよかったねというようなことも出てきたりしましたので、その辺のところを、ただ時間を掛ければそういう疑問が解決するのかもしれないということでもなく、後になっての感想なんですけれども、じゃあ、それを解決するためにどうすればいいのかということ、もう一回証人の方に来てもらって話を聞けるわけでもないの、やはりその辺の葛藤というのはありました。

長かったか短かったかというのは、初日、2日目ぐらい証人尋問の内容を聞くのは、もう聞くだけで本当に精一杯で、これを聞き逃してしまったら後で評議ができないわけですから、もう聞くのに精一杯で、長いとか短いとかという感覚は全くなかったです。

司会者

ありがとうございました。7番さん、どうぞ。

7番

今までも幾つか話が出ていましたけれども、やはり、これを聞いておけばよかったなというのが一番出たのは被告人質問のタイミングだった気がするの、個人的には、最初に証人尋問の前に被告人質問があって、それから証人尋問があって再度また被告人質問みたいな感じにしてもらえると、比較的もやもや感は消えたかなと

いう感じが何となくしていました。

あと、全体的な審理日程のところではいきますと、個人的には妥当な日数だったかなというところと、当日の時間も疲れもせず暇でもなくちょうどよかった時間ではなかったかなというふうに考えております。審理スケジュールの中で一つ何となく長かったかなというふうに感覚的に思っているのは、検察官の証拠についての説明のところ、もちろんすごく丁寧に資料を作っていただいて分かりやすかったんですけども、ただ、そのスライドの説明の中で、あれっ、何でこの説明が必要なのかなというところが何点かあって、具体的には、何か部屋が散らかっていたとか、あとは何か漫画がたくさんありますみたいな話も若干あって、それが最終的にどこに関係するんだろうみたいなところがあったので、関係するところはもちろん丁寧に説明していただけるといいんですけども、できれば、ここの部分と関係する説明ですというのが分かるような形で証拠についての説明をしていただけるとよかったですかなというふうに感じております。

司会者

ありがとうございます。最後に御指摘いただいたのは、証拠の書類の取調べのところ、淡々と写真とかそういうのを見せられても、それが事件の何に関係するかから今この写真を延々と見ているんだろうという意味で少し長かったということですか。

7番

はい。

司会者

ありがとうございます。御担当いただいた事件、これは審理の時間という点で言うと、被告人質問が2日目なんですけど、弁護人からの質問が約120分、検察官からの質問が90分というふうに比較的長い尋問時間で予定を組んでいるんですけども、これは予定どおりこれだけ時間を掛けて、被告人質問をやったということだったのでしょうか。

7番

そうですね。はい。ほぼほぼこの時間でやったかと思います。

司会者

これは、これだけ被告人質問を半日やっても、何か長いなというか何を聞いているんだろうというふうな疑問に思うような質問とか、そういうことは特にございませんでしたか。

7番

多分、客観的に見ると時間は長かったと思うんですけども、裁判員として感じた時間としては特に長かったという感じは余りしなかったかなというふうに感じております。

司会者

ありがとうございます。3番さんはいかがですか。審理の中身について、こういう部分は長過ぎたな、あるいは、この点は短過ぎたな、もう少し時間を掛けてほしかったなというところで何かございますか。

3番

私の事案では、同種の事案の中でも比較的重いものであり、たくさんの証拠やたくさんの人たちが登場すると思われ、このスケジュールどおりに終わらせるように私たちは頑張っていきたいということがまず最初に裁判長のほうから話がありました。それで、物すごく気合を入れていて、公判前整理手続というものがもう既になされていて、見事な資料ができてはいたんですけども、検察官側、弁護人側が、次々、次々カードを切ってきて、また新しい名前が出てきた、また新しい名前、何さん、何さんと、また出てきちゃったよね、何かみんな怪しいねという話になっちゃってきて、結構本当に激しく、クールなんですけれども、激しく、どんどん、どんどん新事実が出たり、カードが切られていき、配られる紙もどんどん、どんどんすごくなっていき、ファイリングしている間に次行っちゃって、もうとじられない感じになってきて。休憩中に部屋に戻ってからも、みんなでもう一度事実確認の話

合いをしたり、やっぱり私たち素人なので、情報の消化をしっかりとするために、お互いにこうだったよねと質問し合ったり。裁判長はちゃんと、まだ質問したいことがありますかと、私たちが質問できるタイミングのときは必ずもう一度聞いてくださって、それについてもみんなが本当に心から納得いくまで、誰が何をどう質問するかということをきちっと決められるまで時間を取って、また法廷に戻って、それぞれが自分の言葉で質問して、被告人とかお医者さんから意見をちゃんと受け取れたということで満足感はかなりあります。ただ、情報量が過大でした。

あと、事前の情報でも前科7犯、過去にも刑務所に2回入っているんだという情報がありまして、何日も被害者の方をみんなじっと見ているんですけども、彼の発言の仕方を見ていると、みんな、彼に対する印象というものがだんだん形作られていきますけれども…。

司会者

被告人ですね。

3番

そうですね。被告人に対して印象が固まっていくような感じですけども、いろいろな意味ですごく重い空気が流れていました。

司会者

ありがとうございます。今回来ていただいている方々の事件の中では、証人がお医者さんが2人、被害者御本人、それから第一発見者の方で全部で4人いて、それと被告人質問を2日間、みっちりやったというか、どんどん尋問が進んでいって、資料もどんどん増えていったということですか。

3番

そうですね。

司会者

なので、もう少し時間的に余裕があったほうがよかったとか、何かそういう御感想というのは逆にあるのですか。

3番

いや、逆に裁判長は、何が無駄で何が私たちが把握しておかなければいけないものなのかということに関しての判断はすごくおできになられている印象があり、情報量の消化は大変だったんですけれども、逆にだらだらやったり、無駄な意見が後から出てくるよりは、スピーディに、スピーディにという感じでいきましたので、鮮やかな手際でよいと思いました。

司会者

先ほどもちょっとおっしゃいましたけれども、その合間とかあるいはその日が終わった段階で、裁判員同士であるいは裁判官も含めて、今おっしゃった大事なところはここだよねという確認をしながら、スピーディに終わられたという感じなんですか。

3番

そうですね。とにかく無駄を省いていかないと、みっちり詰まっている感じで、ただ、それがよくなかったのかと言われると、私はそうは思わなくて、非常に今思えば適切であり、すばらしかったと思います。

司会者

ありがとうございます。全員の方がこれで御発言されましたか。では、検察官、弁護士の方から、今は主に公判廷での活動というところに焦点を当てて伺ったんですけれども、お聞きになりたいこととか、何かございますか。

水野弁護士

いろいろお聞きして、やはり時間の長さというのは物理的な時間ではなくて審理の充実度にまさに関わるんだということを皆さんからお聞きして、ちゃんと分かりやすい立証活動をすることが大事だということを改めて感じました。

ちょっとお聞きしたいのは、一番最初にやった冒頭陳述がありますよね。検察官と弁護人がそれぞれ、そこでこれからの証拠調べをするときのガイドというか、どういう点に着目して証人尋問を聞いたり、書証を見たりするのかというガイドを私

私たちは提示しているつもりなんですけれども、あまりその辺があってもやはり分からないという感じなんですかね。あるいはやり方が不十分なのか、もうちょっと時間的に、余裕があった方がよいのかとか、その点についてちょっとお聞きしたいんですけれども。

司会者

どなたかいかがですか。先ほどちょっと5番さんがおっしゃったところですね。

5番

私のケースでは、冒頭陳述が、検察官側のものはある程度具体的なことが書かれていたんですけれども、弁護人側の方がどちらかというと抽象的な、周囲の人間関係とか、何を飼っていたとか、余り具体的なことが書かれていなかったのので、どうして不可抗力でお母さんが骨折されたのかというような、そのところが余り見えなかったです。

先ほど、何番さんかが、おっしゃっていたように、その後の被告人質問の中で具体的にこうだからこうだからというように返答があったので、それを基にそれを裏付けるものをもう一回聞きたかったなというのはあるので、さっき順番が被告人質問と証人尋問が逆だとよかったかもとおっしゃっていましたが、そうだなというふうに思います。

司会者

5番さんの事件の場合は、率直に言ってしまうと、弁護人の冒頭陳述がうまく機能しなかったというようなことですか。

5番

すいません。遠回しに。

司会者

ほかの方でいかがですか、今の点について、8番さん、どうぞ。

8番

我々が扱った事案も、冒頭陳述は、検察官の方が資料も含めて要点をまとめたも

ので、弁護人の方がやはり、他の事例にもあったように思うんですけども、語りかけるという感じで、語りかける内容もちょっと、皆さん裁判員として初めてでしようからのニュアンスの印象が、それは裁判官の方から説明があったと思いますけれども、改めてこういう点を御配慮いただきたいみたいな、そういう、ちょっと、冒頭にこういうことで我々はこういうふうに考えているという主張というよりは、何か裁判員に対する教育とか指導的なニュアンスがあったので、ちょっとこれは形態が違うということで戸惑ったという部分と、そういう、裁判員として選ばれて、もちろん素人でありまして、できることは限られていると思いますけれども、そこを改めて弁護人のほうから強調されたのはちょっとどうなのかなという感覚はあります。それが効果的だと感じられる方もいると思いますし、それは、それよりも、もうちょっとちゃんとした、どういう点でこういう弁護人としての立場なんだということを主張するという内容が欲しかったと感じる人もいるでしょうし、その辺は形態の違いというのがいいのかどうかということも含めて、ちょっと感じたところではあります。

7番

冒頭陳述の検察官側の説明はすごく分かりやすくてよかったんですけども、その後で、あっ、そうだったんだとか、どうだったんだろうというところって、やはり、証人尋問の中で出てきたような気がするんです。そういう意味では、ちょっと難しいのかもしれないですけども、冒頭陳述の中でそれぞれの証人が大体こういうような証言をしますよみたいなところが、ある程度何か粗筋としてまとまっていると、多分分かりやすくなったのかなという気が何となくしています。もちろん実際の証人尋問の中でいろいろと新しい話が出てくるかもしれないんですけども、大体、そもそも多分検察官側も弁護人側もこういうことを話してほしくて呼んでるところはあると思うので、そこら辺を、一応こういう話をする前提ですみたいなところがあると、多分いろいろと整理しやすかったかなという感じがしました。

2番

私の場合は起訴状の読み上げに続いて冒頭陳述で、検察官の側は非常に分かりやすいメモを作成してくれて、これに沿って説明してくれたと。この時点で私も、もう被告人が絶対犯人に決まっている、何か悪そうな顔しているじゃないかとか、そういうような印象を持っていたんですけれども、その後の弁護士側の冒頭陳述メモで、最初に受けた印象がひっくり返されたんです。というのも、弁護士が非常に強い口調で、何一つメモを見ることなく、本当に裁判員に向かって語りかける感じで、結構長い量のスピーチを行って、最終的には被告人は無罪ですと強い口調で言い切ったので、それで、ここまでそう言うのであれば、もしかしたらやっていないのかもしれないな、そういう目で見ないといけないなと感じた部分はあります。ある程度パフォーマンスが、ちょっとさっきも出ましたけれども、重要だなと感じました。

司会者

2番さんの事件は、先ほど紹介にもありましたが、これは作られた事件だというのが弁護士側の主な主張になりますので、それを冒頭陳述で弁護士が力強くおっしゃったところが…。

2番

そうですね、結構検察もちゃんと資料をそろえてやってるのに、それを作られたと言い切るからには相当な証拠を準備してるんだろうなと思いました。

司会者

ありがとうございます。検察官の方から何かありますか。

平野検察官

今の段階では特段ないんですけれども、7番さんがおっしゃっていた書証の説明を聞いていても一体これで何を立証したいんだろうというのがよく分からなかったというところがありまして、これについては検察庁としてというか検察官として、そのところは丁寧に分かりやすく立証活動をしていく工夫がやはり必要だなというふうに強く感じました。

司会者

ありがとうございます。それでは、後半は、やはり日程、スケジュールという観点からなんですけれども、評議について御指摘や御感想をいただければというふうに思います。

どの方の事件も事実関係について争いがあると。それについて評議をしなければいけないと、もし有罪ということであれば、次に刑を決めるということについても評議をしなければいけないと、こういうことになるかと思うんですけれども、その過程の中で、裁判官がいろいろな説明をした場面があるかもしれませんし、あるいは証拠の内容をみんなで振り返ったり、あるいは確認しながらじゃないと評議ができなかったというような事件もあったかと思います。そういった場面での時間の取り方、使い方について何か御感想があるところがあればというふうに思いますけれども、いかがですか。では、1番さんからどうぞ。

1番

まず最初に、どの事件に関しても日程とか時間の使い方というのは同じなんでしょうか。事件の内容に関して、やはり内容が重ければ重いほど日程が長くなるとか、そういうことはあるんでしょうか。

司会者

これは多分、各裁判体というか裁判官の判断で日程を組んでいると思いますので、評議の日にちについてはですね、もうそれは多分様々だと思うんですよね。今回7名の方々の事件の評議の時間を見ますと、実はですね、僕もちょっと意外に思ったんですけれども、1番さんの事件は評議に何日掛かったのかが資料からはちょっと分からなかったのでお伺いしたいんですが、そのほかの方々は大体2日プラスアルファか1日プラスアルファぐらいの評議の日にちしか取っていないんです。ですので、事実関係に争いがあって、しかも量刑の評議もしなければいけないのに2日ぐらいでやっているんですけれども、1番さんの事件は評議の日にちは、どれぐらい取られたか覚えておられますか。1番

ちょっと中休みがありましたので連日ではなかったんですけれども、事件の内容

からすると時間は結構多く取られたかなと思います。

司会者

やはり丸2日，丸3日ぐらいは評議をした記憶ですか。

1番

はい，しております。

司会者

そうすると，多分この中では一番，評議時間，日にちとしては長い方だと思います。

1番

ただ，長かったというふうには感じておりません。やはり若者2人がある日突然に被害者になったり加害者になったりする事件ですので，やはりその量刑を決めるのに簡単に決められることではないと思ったので。なので，すごくドライブレコーダーとか何回も検証しながら評議を決めるに当たって検証させていただいたので，時間的に長かった短かったという印象はないです。ただ，もうちょっと時間を掛けてあげてもよかったのかなという気もしますが，長ければいいということでもないですし。ただ，事件の内容が皆様違うのに，みんな同じ日程なのかなとちょっと今疑問に思ったものですから。

司会者

偶然同じような感じの日程になっているというだけであって，個々の裁判体が個々の事件に合わせて設定をしているというところなので，何か共通でこういう事件だったら何日というふうに決まっているわけではないんです。しかも，1番さんの事件は被告人が2人おりますので，例えば，刑を決めるのにしても，それぞれ2人分ということになるわけですね。

1番

はい。

司会者

その中で、例えばですけれども、裁判官から一方的に説明があって、その時間が長かったとか、そういうようなことはありましたか。

1 番

いえ、そういうことは一切…。

司会者

ありませんでしたか。

1 番

こちらが分からないことをその都度詳しく、刑というのはこういうものですかというふうに司法を学ばせていただきながら話を進めていったので、とても分かりやすく有意義な時間だったと思っております。

司会者

ありがとうございます。他の方はいかがですか。

2 番

ちょっと似たような疑問なんですけれども、私もこの審理計画を手渡されたときに、あらかじめ評議の時間が決まっていることに対してちょっと疑問に感じたんですね。実際に評議してみないと分からない部分というのがあるんですけれども、あらかじめこの事件に関しては2日プラスアルファというのが設定されていると。これは例えば量刑だとか事件によって別に類型化して決まっているわけではないんですよね。

司会者

はい。

2 番

何となくこれぐらいで十分だろうと。ただ、そうすると、あらかじめ時間的な制約があった上で判断しないといけないということで、もう少し話したいんですけれども、時間的にもうないのでこれでいいんじゃないかとか、そういった判断になることもあるんじゃないかと思います。ただ、ある程度時間を決めないことには、い

つまでも話し合うわけにもいかないのです、その点どうやって調整していくのが難しいところではあると思うんですけども。

司会者

これはオブザーバーで参加している裁判官、何かありますか。今の評議の時間を一体どうやってあらかじめ決めているんだと、こういう疑問なんですけれども。

日野裁判官

裁判官の日野と申します。本日はお忙しいところありがとうございます。貴重な御意見、お話がされたと思います。ただいまの評議時間を事前にどのぐらいとして決めて審理計画を立てるのかという点ですけれども、確かに御指摘のとおり、何でやる前に分かるのかと言われると、これはもう率直に申し上げて分からないというのが本当のところでございます。

ただ、やはり時間を取って予定を空けて来ていただくわけですから、予定が立っていないと、それはそれでやはり御無理をお願いすることになると。ですので、事件の争点、公判前整理手続を通じて、争点や証拠のボリュームを考えて公判審理の方が決まりますので、それとの関係で、やはり、詰め込むとか無理にここで切るという趣旨ではなく、このぐらいまでの時間を取っておけば、おおよそ皆さんが活発に意見を出していただいた場合であってもほぼ賄えるのではないだろうかということ、ある程度その事件の出てくる証拠、公判審理との兼ね合いを見ながら、また争点との兼ね合いを見ながら考えているということでございます。

また、これまで始まってから10年たつての蓄積もございますので、その中でおおよそこれぐらいではなかろうかというところはある程度ありますので、そういうことも参考にしながら事件に応じて調整しているというところでございます。ただ、それもそれぞれの裁判体においてどれぐらいになっているのかということであると、やはり裁判体によって違っているというところが事実としてはあるだろうと思われまます。ただ、事件によっては、例えば最終日午前中に判決をする予定であるというふうな予定であった場合に、もうちょっと時間を掛けて評議したほうが良いという

場合に、調整が付けば判決が午後になると、もう少し延びるというような事例はないわけではなかろうというふうには思っております。

司会者

最初の段階で皆様方にお越しいただけるかどうかという御案内を差し上げるときに、この日からこの日まで来ていただけませんかという予定を最初に決めた上でじゃないとそういう呼出しはしないということになっていますので、今お話があったように、分からないんだけどもこれぐらいであれば何とか十分な評議ができるんじゃないかというのを、めどを付けるという形でやっているのが正直なところではあるんです。

ただ、年数がたっていますので、ある程度そこは経験値として積み重なっているところなんですけれども。ですので、ぜひともお伺いしたいのは、それでやっている今の評議の時間の取り方、日にちの取り方というのが、経験されてどうなのか、というところがむしろお伺いできればというふうに思います。やはりちょっと短いんじゃないか、もっと時間を掛けてもいいんじゃないかという御意見なのか、あるいは適切でしょう、というところなのか、むしろそここのところで御指摘をお伺いしたいところなんですけれども、いかがですか。

8番

端的に言って、我々のケースは2日半ですから、この2日半で全く適切でした。何も違和感はありませんでした。ただ、今のお話を聞いていると、いろいろな劇的な事案で、おまけに証拠が次々と出てくるという事案と比べると、評議すべき題材が少ないという案件だったことを考えると、2日半というのは随分ぜいたくな時間を取られたのかなと思いますけど、長いと感じることは一切ありませんでした。裁判官の方の導きで裁判員の我々もよく理解した上で判断することができたのは、やはり強盗というものの定義というものが、強盗という言葉は我々は日常的には言っていますけれども、その法律上の定義というものを分かりやすく裁判官、裁判長の方に説明していただいて、抵抗できない状態にするということを専門用語で言わず

に、ちゃんとみんなが分かる言葉で説明して納得しましょうということにすごく時間を掛けていただいたので、自分も非常に勉強にもなりましたし、こういう審理のやり方ということが非常に裁判員制度として重要な評議の時間だったという感じなので、その辺りは最初に申し上げたように2日半というのが長かったことはありませんでした。

司会者

ありがとうございます。6番さんと8番さんが担当された事件は、ほかの事件と比べると争点としては数としては少ない、最初におっしゃったみたいに、被害者の言っていることと被告人の言っていることとどちらが事実なのかという、単純化するとこういうお話ですよ。それをメインに評議するのに2日というのは決して短くなかったというところですかね。6番さんも同じような印象ですか。

6番

そうですね。やはり物理的な証拠もほとんどなく、双方の証言のみで評議していかなくてはいけないという中で、逆に足りないのかなという気はしたんですね、最初、評議が始まって。月曜日から金曜日まで法廷と評議、それで土日を挟んだ次の月曜日が言い渡しということで、月曜日から始まって金曜日の午後5時ぐらいまでには結論を出さなければいけないんです。最初の2日半は法廷で証言を聞くみたいなことをやって、丸々2日と半分が評議なんですけれども、法廷で出てきた証言が余りにも、私の個人的感想なんですけど、余りにも少なくて、証拠が余りにもない状況で判断していかなくてはいけないという。それで、もう本当に一言一句、証人が言ったことを繰り返してみんなで検討して、どういう動作をすることでこういうけがになるんだろうかみたいな、そういうところから考えていかなくてはいけないというところからすると、ちょっと事件の重い軽いという言葉が適切かどうか分かりませんが、そういう事件の中で2日半というのはぎりぎりちょうどよかったのかなど。

あと、もう最後のほうになると思考が堂々巡りになるんですね。出てきている証

扱はこれだけ、証言はこれだけというものの中で、毎日毎日朝から晩までそれを考えていると、思考が行ったり来たりして。でも、被告人が言っていることはこうだけど、被害者の証人が言っていることはこうなんだけど、こことここはどっちが整合性があるのか、これはどっちがうそなのか本当なのかというのを朝から晩まで考えていると本当に思考が回らなくなってきた、そういうところは裁判長さんとかからうまく誘導していただけたのかなという気はします。法律的な、先ほど8番さんがおっしゃっていたような、こういう意図を持って、もしやっていたらこういう罪状になりますよ、強盗なのか窃盗なのか、素人の私たちはその辺の線引きもよく分からないまま話が始まっていたので。でも、被害者はこう言っているけれども、被告人の意図がどこにあったのかというのは見えないわけですよ、物理的に。本当にそう感じていたのか、本当に意図があったのかなかったのかというのは、言葉から判断していくしかないわけですから、その辺を考えるには2日半というのはやはり必要だったかなというふうに思います。

司会者

ありがとうございます。そういう意味では、先ほどの2番さんの事件も、これは結局証言の信用性というのが評議の中ではメインになっていて、やっぱり評議は2日半で予定をされていましたか。

2番

ただ、午後5時終了のところを午後6時まで掛かったりとか、あと最終日ですね。量刑が決まる日が午後7時過ぎまで掛かってということで、正面がもう閉まっているので裏口から出て帰ったと。時間オーバーしているということは、結論から見ると短かった、不十分であったということになるのかなとは思いますが。

司会者

もう1日ぐらいあってもよかったんじゃないかというイメージですかね。

2番

でも、限界ぎりぎりのところまで話し合ったので、全員が納得できるような形に

近い結論にたどり着けて、充実した評議になったのではないかと今振り返ると思っています。

司会者

他の方はいかがですか。

7番

僕が担当したのも、事件自体は夫婦間で結果的に奥さんが旦那さんを殺してしまったという流れでありますけれども、争点としては奥さんが旦那さんの求めに応じて行ったものなのかそうじゃないのかというところで、いわゆる被告人の証言が信用できるかできないかという多分その1点に絞られた形だったので、そういう意味では、証拠に対する審理というか、それが2日あった上での1日半という評議の時間というのは適切だったかなというふうには考えております。時間に関しても延びたことはなく、逆にちょっと早めに終わったような感じだったので、そういう意味では、時間としては1日半というのは、僕が担当した事件に関しては適切だったかなというふうに判断しております。

司会者

ありがとうございます。他の事件ではいかがですか。

3番

私の事件では、評議の時間は1日半取られていたんですけれども、評議は多分皆さんがいろいろやられたようにあっという間に終わった感じでした。時間も少し余ったので最後ちょっと休憩タイムもあったぐらい早くさくっと終わったんです。

というのは、評議に入る前に、もう既に証拠が余りにもいっぱい出ていて、論争になった殺意があったかなかったかということを経験の先生にも逐一聞いたり、話合いをしていくんですけど、していった中で、これは殺意があったと立証できないよねという結論に至る、何というか、そこに至るまで疑わしいことを潰して、一つ一つ潰していく作業というのを物すごく丁寧にやったので、もう評議に入る前に割と、何というんでしょうか、大体疑問がそんなになかったんですよね。評議に入

ったときには、今回の事件の全てをもう一度ダイジェストで裁判官の方からみんな
で追って行って、どうですか、どうですかと言って、全員があっさりと本当に疑問
が全くなく、さらりと検察官側のこれは立証できません、終わりという形で、理由
もしっかり分かっていたので、非常に証拠が多くてタフな感じの日程ではあった分、
一個一個疑問を全て潰して、言いたいだけ言ったので、逆にすごくスムーズにいつ
たと思います。

司会者

評議の時間に入る前の、先ほどもちょっとお話がありましたけれども、公判の審
理が進んでいる間に、もう中身についていろいろ意見交換をしていたので、評議に
入る際にはもう恐らく各自が自分の意見というか、それを持っていたということに
なるんですか。

3番

そうですね。さらに、意見割れや未消化の質問が残らないように裁判長の方も留
意されながら進めていたので、みんな不完全燃焼ということはなく、言いたいこと
を全部言い、疑わしいことは、じゃあそれ聞いてみましょう、じゃあそれちょっと
やってみましょうと、全部潰して行って、徹底的にやった感はすごかったんです。

司会者

裁判員間の意見が余り割れなかったというのは、この事件だからというところは
あるかもしれませんがけれども、各自がそれぞれ評議に入る前に疑問を出して自分の
意見が持てたということですか。

3番

そうですね。

司会者

それを評議の中ではむしろ確認して、同じだよ、同じだよねというような形の
評議ということですか。

3番

そうです。ほかの方々が評議の時間がすごく長く掛かったり、もっと評議できた
らよかつた的な意見を聞くと、ちょっと私のケースとは全然違う感じで。

司会者

ちょっと違う印象を持つということですか。

3番

あれっというか。

司会者

ただ、先ほど御紹介したとおり、証人の数はすごく多くて、スケジュールが割と
ぎちぎちになってるんですけども、そういった中でも、お互いに意見交換する、
考えをすり合わせるという時間は、それはそれで取れたんですか。

3番

そうです。逆に、積極的にそれをやっついていかないと、もうどんどん、どんどん次
が出てくるし、ぼんやり疑問を残したままではいかんよねという何か共通認識があ
って、みんな本当にそれぞれの立場でそれぞれの視点から、少しでも疑問に思った
ことはすぐに言って…。

司会者

休憩時間に戻ってきたらすぐに疑問を言うと。

3番

そうですね。法廷から戻って話したときも休憩のときも、誰がどう質問するか、
その質問はそうだよねとか、かなり活発にあって、とにかく未消化がなかったとい
う点ではよかったと思います。

司会者

それは最初に御紹介があった一番最初の裁判長の、この事件はこうやってやって
いきますよというのが、全員がそれに一緒にやろうという感じになったんですかね。

3番

そうですね。

司会者

分かりました。はい，5番さん，どうぞ。

5番

私のケースでは評議は丸1日，ちょっと時間をオーバーしたぐらいの丸1日だったかと思うんですけれども。感覚としてはあと半日ぐらいは欲しかったかなと思っております。どこが足りないと感じたかというところ、量刑の検討のところ、大きく3年から20年ですという資料はあらかじめいただいていた…。

司会者

法定刑ですね。

5番

はい，そうですね。あと，それまでの判例，どういうパターンのときは何年だったというのを検索できるシステムがあって，それで幾つか検索して，類似のケースでこれが何年だからというので類推して，まず自分で考えて，投票したりとか。

司会者

仮投票みたいな感じですね。

5番

そうですね。仮投票して，さらに意見を調整した上で，みたいなステップだったんですけれども，その最初の判例を調べるところというのが，3番さんとちょっと逆なパターンかなと思ったんですけれども，これという確証がなかなか持てないところでの判決でしたので，本当に慎重に，このパターンだったら何年というものを綿密に調べて，判断が誤っていないかというのを着実に調べてからそういう投票みたいなものに行きたかったなというふうに思っていて，それが時間が短いというふう感じたんですけれども，やり方として，検索したものを例えば誰かがぱあっとパソコンか何かでどんどん書き出して行って，これと比較してこうだ，これと比較してこうだとかというのをその場でうまく整理していけば，そんなに時間を掛けなくてももう少し視覚化されて，自分たちの判断が過去の判例と比べて適切なの

かどうかというのが分かりやすくなり、自信を持って投票できて、今回の時間の中でも気持ちよくすっきりまとめられたかなというふうに思いました。だから、時間を増やすのか、そのやり方を、同じ時間の中でも効率よくまとめるやり方を工夫すればいいのかなというふうに思いました。

司会者

今おっしゃったのは、自信を持って量刑を決めるためには、もうちょっと先例の資料をきちんと見たかったというところなんですかね。

5番

幾つか検索してすぐ投票に入ってしまったという感覚でしたので、それを、何個か目を見てその記憶の下に投票というよりは、この同じ母親殺しで、それぞれちょっとずつ違う類似のケースの過去の判例を見たんですけれども、それを一覧表とかで視覚化して、その上で投票するという形にすれば、みんなの意見ももう少し何年から何年という幅も縮まって、同じ時間の中でまとまったのかなというふうに感じましたので。

司会者

裁判官の立場から言わせていただくと、量刑を決めるときには確かにデータはあるんですけれども、見比べて今回の事件はこれとはこういう点があるからこれと比べてマイナス何年とか同じぐらいとか、そういうような量刑判断をしようとしているわけではなくて、あくまでも他のケースは参考であって、今回のケースが何年に相当するかということは、まさに皆さん方のそれこそふだん生活しておられる中でのご感覚であるとか考え方というのを取り入れたいというような評議をやっているつもりなんです。ですので、ちょっとそこのやり方がもしかしたら思っておられるところとの食い違いみたいなものもあるかなというふうに今伺っていて思いました。

5番

だったら、やっぱり逆にもう少し時間を掛けても。

司会者

考える時間が欲しいですかね。

5 番

そうですね。で、トータルで、結局、時間が延びてしまったから量刑の時間が少し短めになったのかなと思ったんですけれども、初めての体験なので、評議の中でどういうアジェンダがあって、それぞれどのぐらいの時間を掛けて結論を出していけば最後まで行き着けるのかというロードマップが見えなくて。最初に質問したんですけれども、それはやっぱりケースによって違うんだというのは、やっぱり、先ほど堂々巡りとおっしゃいましたけれども、また振り出しに戻って話し合ったりということもあったりして、違うんだという御説明をいただいたと思うんですけれども、ケースによって違うにしても、全く初めての人間としては、どういうステップを踏んでいけばいいのかというアジェンダがこうあって今どこにいるのかということが分かれば、話がそんなにそれてしまったりしなくてここに戻ってこれるのかなと思っていて、それが見えるような形で話を進めていければ。

司会者

評議全体のことですかね。

5 番

そうですね。全体のアジェンダがこうあって今私たちはどこにいてという、それがそれていってしまうという頻度が減るので、今回は時間が足りないと感じたんですけれども、先ほどあらかじめ日数を決めて皆さん募集しているというそういう物理的な制約もあるので、その制約の中で評議をするやり方もできるのかなというふうに思いました。

司会者

ありがとうございました。裁判官の立場からすると、今の量刑の部分も含めてですけれども、特に量刑の部分ですかね、裁判官のほうから量刑というのはこういうふうに考えるんですよとか、あるいはこういう資料がありますということを提供する側ではあるんですけれども、それが余りにも言い方によってはお節介過ぎるんじ

やないかとか、あるいはその説明が長過ぎるんじゃないかとかいうような御感想というのは特にありませんでしたか。

6 番

逆に御説明がないと全く法律的なことが分からないので、同じ刑であっても3年から20年とか言われて、そのどこで線を引けばいいのかというのが全く私たちには判断が付かないことなので、ある程度はちょっと例を出していただくというのが私たちにとっては必要かなという気はします。

司会者

ほかに付け加えて評議についてぜひともこういうところを言いたいということはどうございますか。

2 番

やはり最初感じたとおりに、評議の日程が組み込まれているということは、あらかじめ裁判官のほうで着地点みたいなものを、ちょっとうがった見方になるんですけども、着地点みたいなものが決めてあって、自由闊達な議論を促しながらそちらに誘導していくんじゃないかなと思った部分があるんですけども、そういうことはあるのでしょうか。

司会者

それはないですね。要するに、先ほどのお話というのは、これぐらいの時間があればこのことについて話し合いをして結論が出せるだろうという話し合いに要する時間というのをある程度めどを付けているというだけであって、どちらの結論に行くかということとは全く別問題です。そもそも証拠内容については我々裁判官も初めて皆さん方と一緒に法廷で目にするし耳にすることですので、最初から結論をこうしよう、あるいはこっちの方向に行くというつもりは全くないと思っていただいたほうがよいと思います。

6 番

今2番さんがおっしゃったのと全く逆の感想なんですけれども、裁判官が3人い

らっしゃって、裁判長とあと2人いらっしゃって、裁判官の中でもやっぱり意見が分かれる部分というのは、あったりしましたので、その辺をまた詰めていくというような場面はあったので、裁判官の方でもやっぱり違うんだなという感想は持ちました。

司会者

ありがとうございます。では、評議についてぜひこういうことが聞いてみたいとか、検察官、弁護士から何かございますか。

水野弁護士

3番さんが言ったのは、個々のいろいろな証拠調べが終わったときに、ディスカッションなりして、ある程度振り返って、そこである程度心証というか、固めていったということかなと思ったんですけども、多分その裁判官の進め方によるのだと思うんですけども、他の裁判員の方たちは、あまりそういうことではなくて、やはり評議のときに、じゃあやりましょうという感じだったということなんですか。

司会者

端的に伺いますと、3番さんの御意見というのは、これから評議に入りますよという時点で、もうそれぞれが余り疑問点なく、これはこういう結論だというふうに御自分の意見をそれぞれ持ってた、疑問点とか分からない不明な点がなくなった段階で評議に入れたということだと思えますね。

ほかの皆さん方はどうですか。これから評議を始めますよといったときに、もう自分の考えというのは一つできていましたか。それとも、何かよく分からないまま、だったか。これから評議という段階で、自分はこう思うというふうな御意見がその段階でできていたかどうかという、こういう聞き方をさせていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

8番

先ほどからずっと思っていたんですけど、やはり裁判長さんの進め方ということ

の特徴が如実に表れていて、どちらがよい悪いじゃなくてですね、というのがあったと思うので、自分が感じたのは、今回の我々のケースに関しては、評議で何を評議すべきかを明らかにみんなが考えるというような問い掛けとか働き掛けはありましたけど、それまでに疑問点を全部潰して、評議に入ったらもう余り議論の余地がないというやり方では一切なかったと、対極にあるというのは感じました。逆にそこまでの時間が、よくみんなそれぞれ考えて、どういうふうに考えたらいいのかということとは提示するけど、皆さんで考えて、その上で評議に入りましょうというアプローチだったと思います。

司会者

先ほどの問いを端的にお伺いしたいんですけれども、8番さんは評議に入るときに、先ほど来出ていた被害者の言っていることが信用できるかどうかという、本当にそういう暴行があっただろうというのが一番の問題点ですよ。それについて論告・弁論を聞いた段階で、これは被害者が言ったとおりだと、あるいはそのとおりじゃないというふうな御自分の中で何かお考えは持っていましたか。

8番

個人的には持っていました。

司会者

ありがとうございます。他の方々はいかがですか。

3番

評議に入る前に個々一人一人がもう既にそれぞれの考えを強く持っていたということはもちろん間違いないんですけれども、それだけではなくて、殺意があったかないかということを経済学上の観点から徹底的にやるということをやったので、みんなの中にはもう、もちろん固まった意見なんですけど、大きく乖離した意見、全員が共通の認識として既に同じものを持っていたということです。

司会者

3番さんの事件はそうだというのはいまもう分かっている、ただ、他の方々はいま多分そ

こまでは行ってないし、私が伺いたかったのは、全員の共通認識まで行かないにしても、お一人お一人は自分なりの意見というか結論というのを持てたのかというところを最後ちょっと確認したかったなと思うんですけど。

2番

私は個人的には持ててました。ただ、有罪か無罪かということではなくて、局地的にこの部分においては被告人が正しいのではないかと、この部分に関しては被害者の言うことにも一理あって、こちらが正しいのではないかと思えると。でも、それを実際に話合いの場で机上に載せて話し合ってみると、違った見方で反論されたりだとか違う見方を指摘されたりということで考えが改まったということはありません。

司会者

ありがとうございます。他に、論告・弁論が終わった段階で自分としてはこの事件の結論のところ考えが一つできてたというふうに思われる方というのは、7番さんはいかがですか。

7番

僕の場合には、評議に入る前にある程度は自分なりの意見というか考えはまとまっています。ただ、抜けがあるんじゃないかというところで、もしかしたらこの可能性もあるんじゃないかというところを若干持った形で評議に入って、ちょっと自分が悩んでる部分について、評議の中で潰したという、そんな感じだったように思います。

司会者

5番さんはいかがですか。

5番

私の場合は、正直なところ本当に判決を言い渡されて、その被告人の顔を見るまではずっと確信を持ってない状態でした。

司会者

1 番さんはどうですか。

1 番

最終的に量刑を決める前に全員が、裁判官、裁判長、それから補充裁判員の方とですね、全員で11名いたと思うんですけども、1人ずつの自分の考え、意見をそこで、私はこういう考えの下でこういう量刑がふさわしいと思うという意見を全員で出しました。出した上で、それに関して、いろいろな意見も出ましたけれども。ただ、最終的にそれをみんなで投票というかそういう形で決めることができたので、それぞれの意見を出し合って、多分皆さんもそこまでの間に、全員が自分の中で今まで議論した中でのことをまとめて、考えはまとまっていたと思います。

司会者

お伺いしたいのは、法廷でやる手続は論告・弁論で終わりますよね。その論告・弁論が終わった時点で、御自分の御意見というのは、しっかり有罪か無罪か、あるいはもっと言えば刑は何年ぐらいかというのは一つ御意見をお持ちになれましたか。

1 番

はい。

司会者

ありがとうございます。それでは、長時間にわたっていろいろと御指摘いただきましてありがとうございました。最後に、今後の裁判員制度に向けてということで、最後に一言ずついただきたいなと思うんですけども、今度は、逆に8番さんからよろしいですか。

8 番

簡潔に言うと、裁判員としての経験は非常に有意義なことでした。それから、なかなか、いろいろなお仕事、御家族、御家庭の事情で、どうしても案内が来ても応じられない方もあるわけですけども、やはりできるだけ経験した方がよいという点に関しては全く疑いがないので、貴重な経験をありがとうございました。

司会者

ありがとうございます。7番さんどうぞ。

7番

最後にということで、せっかくなのでちょっとテーマ以外のことでなんですけれども、小さな子供がいた場合に、託児所を自分たちで選んで自分たちで払えという制度はちょっとやめてほしいなど。せめて小さい子供がいる場合には裁判所内で一時託児サービスを実施しますとか、そんな形でやってもらえた方が、何か裁判員制度の意味があるのかな、というふうに思いました。

司会者

ありがとうございます。

6番

私も経験させていただいたことは、本当に一生に一度あるかないかのことなので、とても有意義な経験だったと思います。今、託児所のこととかおっしゃいましたけれども、実は多分やってみたいなと思っている方はいっぱいいると思うんですね。だけど、物理的に、お断りはできますよという御案内はあるんだけど、やりたいたいならこういうフォローをしますよというのが、例えばもっともっとあったら、物理的にも費用的にも難しいのかもしれないですけども、本当はやりたいなと思ってる方はもっといっぱいいるんじゃないかなという感想はあります。

司会者

ありがとうございます。5番さんどうぞ。

5番

私も本当に貴重な経験をさせていただきましたし、ディスカッションの中で皆さんの、いろいろと違う環境の方の考え方も伺えたりしましたし、事件を通して被告人のいろいろな背景とかを調べていると、自分の環境と紙一重というか、自分も一歩間違ったらこうなるかもしれないんだなということを理解できたので、非常に貴重な機会でした。

二つあるんですけども、一つは召集の方法、今回のテーマは時間だったんです

けれども、召集の方法もぜひ検討していただきたいなというふうに思いました。候補者という名前で一度集まって、抽選で8人なら8人が残って、他がみんな帰るというパターンなんですけれども、非常にあれは会社に報告がしにくいと思うんです。苦勞して休暇申請を承認してもらって、もう何かあとは用なしになりましたというのは非常にやりにくいところなので、ぜひその制度について検討していただきたいなというふうに思いました。

司会者

ありがとうございます。

3番

皆さんがおっしゃっているとおり、私にとってもすばらしく得がたい経験で、学ぶところ、自分を振り返るところ、いろいろな機会になったと思います。私はこんなに充実した6日間を過ごしたことはなくて、本当にいい経験をさせてもらったと思っています。

2番

最近の新聞報道ですと、虐待の事件で、裁判員裁判で連日のように審理の様子が報道されていましたが、ああいうのを見ているとやはりその事件を担当される裁判員の心理的負担も相当大きいのではないかと思います。私の場合、特に心理的負担という面ではそんなに抱え込むこともなく、割と順調に議論はできたんですが、終わってみて非常に充実した時間であったと、そして非常に貴重な経験をさせていただいたと認識していますので、今後の裁判員に向けた話ということで、選ばれた方には、ぜひ無理のない範囲で引き受けて参加していただきたい、いろんな方に引き受けていただきたいと思っております。

司会者

ありがとうございます。では、1番さん、お願いします。

1番

選挙人名簿から無作為に選ばれてここに集まったときに、また選ばれたとき

にやりたくないと思ってた自分が、よし、やってみたいな気持ちに変わってたんですね。なので、事件を知る上で、明日自分がもしかしたら加害者にも被害者にもなるかもしれないと思ったら、これは他人事ではないというふうに思えたんです。どんどん、どんどん事件の内容を知るにあたって、やはり自分の家族や身内なりが裁判所に出頭しなければならないようなことに巻き込まれることがあると思うんですね。絶対ないとは言えないと思います。なので、やはり自分の人生においても改めているいろいろなことを考え深くなるようになりましたし、本当にいい経験をさせていただいたと思っております。ありがとうございました。

司会者

皆様、本当にありがとうございました。まだ言い足りないところがたくさんあるかもしれませんが、今日の会はこれで終了とさせていただきます。本当にありがとうございました。

以 上